

令和5年9月21日

県政記者クラブ 各位

岩手県労働委員会事務局

労働委員会委員による出前無料労働相談会（10月～11月）の開催について

岩手県労働委員会では、職場でのトラブルの解決を支援するため、10月～11月に県内5箇所で「出前無料労働相談会」を開催します。

相談には、労働問題に詳しく、豊富な知識と経験がある労働委員会委員が対応します。

本委員会が受ける労働相談は増えており、令和4年度の労働相談の受付件数は673件と、前年度に比べ50.6%増加し、過去最多となっています。

労働問題の解決に向けて、労働者も使用者もひとりで悩まず労働相談会を御活用いただくよう、事業の周知をお願いします。

1 開催日時及び開催場所

	月 日	時 間	開催地	会 場
①	令和5年10月1日（日）	13：00～16：00	宮古市	宮古地区合同庁舎
②	〃 10月7日（土）	10：00～15：00	盛岡市	アイーナ
③	〃 10月13日（金）	【夜間】17：00～20：00	北上市	北上市生涯学習センター
④	〃 11月12日（日）	13：00～16：00	一関市	一関地区合同庁舎
⑤	〃 11月12日（日）	13：00～16：00	久慈市	久慈地区合同庁舎

2 開催趣旨・内容

労働者と使用者の間の労働問題の解決に向けた支援を行います。

相談事例

〔労働者から〕

嫌がらせ、パワハラ、セクハラ、解雇、雇止め、配転命令、給与カット、賃金未払いなど

〔使用者から〕

退職する社員から金銭を要求された、労働条件の話合いが進まない、

突然、労働組合から団体交渉を申し込まれたなど

相談会場では、労働者、使用者間の労働問題解決のためのあっせん制度の紹介等も行います。

※ “あっせん” とは・・・労働者個人と使用者との間に生じた紛争に対し、労働委員会が仲介役となって紛争当事者の意見、主張を調整し、紛争の解決に向けた支援を行うこと【個別労働関係紛争のあっせん制度】

（1）対象者

労働者及び使用者（県内に所在する事業所等の従業員や事業主など）

（2）相談員：岩手県労働委員会委員3名

公益委員（弁護士、社会保険労務士、大学教授）、労働者委員（労働団体役員等）、使用者委員（会社経営者等）の3者で相談に対応します。

3 予約・問合せ先

相談会は予約が必要（先着順）です。予約期限は、開催日の2日前まで（土日開催の場合、直前の木曜日17時）。10月7日（土）を除き、予約が無い場合は中止となります。

労働相談なんでもダイヤル【0120-610-797】（平日8：30～17：00）。

（裏面に続きます。）

〔担当：審査調整課 総括課長 四戸、主任主査（調整担当）菅原 TEL：019-629-6276〕

参考

「個別労働関係紛争処理制度」周知月間における県労働委員会の活動について

中央労働委員会と各都道府県労働委員会で構成する全国労働委員会連絡協議会では、平成 21 年度から、10 月を周知月間と定め、全国一斉に「個別労働関係紛争処理制度」の周知・広報活動の取り組みを実施しています。

令和 5 年度の周知月間には、出前無料労働相談会を開催するほか、事務局職員によるフリーダイヤルやメールでの労働相談についても通年で実施しており、利用を促しているところです。